

平成30年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成30年2月19日)

平成30年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成30年 2月9日 (木)

○告示年月日 平成30年 2月9日 (木)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 平成30年 2月19日 (月) 午後1時30分

○閉 会 平成30年 2月19日 (月) 午後4時40分

○出席議員 (14名)

1番	山本和延	2番	尾崎輝雄
3番	西岡政治	4番	酒井弘一
5番	大倉博	6番	小西啓
7番	宮崎睦子	8番	佐々木雅彦
9番	吉岡克弘	10番	杉岡義信
11番	岡田勇	12番	廣尾正男
13番	杉浦正省	14番	高味孝之

○会議録署名議員

5番	大倉博	6番	小西啓
----	-----	----	-----

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事 (精華町長)	木村要	理事 (木津川市長)	河井規子
理事 (笠置町長)	西村典夫	理事 (和束町長)	堀忠雄
理事 (南山城村長)	手仲圓容		
会計管理者 (精華町会計管理者)	俵谷浩二		

○事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 2 号 平成 29 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第 1 号) について
- 第 6 議案第 3 号 平成 29 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第 1 号) について
- 第 7 議案第 4 号 平成 30 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について
- 第 8 議案第 5 号 平成 30 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について

平成30年第1回 相楽郡広域事務組合議会定例会

平成30年2月19日（月）

大谷処理場 会議室

（午後1時30分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

また、広報用として写真撮影を許可していますので、御了承お願いいたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様には、各市町村議会での活動など公私極めて多用の中、出席賜り厚く御礼申し上げます。また、2月の半ばを過ぎ、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ寒い日が続いております。議員の皆様には、3月議会を控え公私極めて多忙なところ、主席賜り厚く御礼申し上げます。また、日ごろから議会運営に御理解、御協力をいただき、高席からではございますが重ねて御礼を申し上げます。

さて、この定例会に提案されます議案は、いずれも重要な案件でございます。慎重なる御審議をお願い申し上げますとともに、スムーズなる議会運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。併せてお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 議員の皆様、こんにちは。連日寒い日が続いているわけでありませうけれども、こうして全員ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、この部屋も空調を朝から稼働しているようでありますけれども、リニューアルするということか、更新をしないと温度が上がらない。また、お寒い中、申しわけございません。本日は、こういう中、平成30年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきまして、議員の皆様方におかれましては、定例議会をそれぞれ御理解の中、公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。平素は、当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、我が国の景気は、企業部門で生産が増加する一方、家計部門も穏やかに回復し、景気は回復基調が持続していると言われておりますものの、その実感がないのが現状でございます。

御承知のとおり、現在国会では、一般会計の総額が9兆7,000億円余りに上る

来年度予算案が審議されております。

平成30年度は、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度の予算として、経済再生と財政健全化を両立する予算となっております。そのうち、地方交付税交付金等は総額で521億円減となるなど、私たち地方自治体を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続いております。

また、構成市町村の財政は、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等により、引き続き非常に厳しい状況が続いております。

このような中にありまして、財源の約70パーセントが構成市町村の分担金である本組合としましては、事務の効率化を図りながら、効果的な組合運営を目指し、積極的なコスト削減を図る一方、し尿処理事業を中心に消費生活センターや休日応急診療所の運営など、住民生活における安心に直接つながる事業を進めているところでございます。

それでは、ここで、昨年11月27日に開催しました定例議会以降の本組合の主な取り組みについて報告申し上げます。

1点目は、「し尿処理業務」についてでございます。し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして年々減少しており、平成29年12月末現在で、し尿は前年比6.5パーセントの減、浄化槽汚泥は前年比2.1パーセントの増であり、全体では1.5パーセントの減となっており、今後も現象していくことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところでございます。

平成29年度の施設処理及び運転管理は、大きなトラブルもなく、水質も良好で安定的な運転管理が行われ、予定しております修繕工事も全て終了しております。

また、大谷処理場の基幹的設備改良事業を循環型社会形成推進交付金事業として実施するに当たりまして、手続上必要な生活排水処理に関する「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、平成29年12月14日付けで、環境大臣、環境省近畿地方環境事務所長及び京都府知事宛に提出をいたしました。

次に、大谷処理場についてでございます。「廃棄物処理法施行規則」第5条に基づきます「精密機能検査」を一般財団法人日本環境衛生センターに委託して実施し、平成30年1月に報告書を取りまとめました。

「精密機能検査」の詳細につきましては、この後、行政報告で事務局長から説明をさせていただきます。

なお今後のスケジュールは、平成30年度に基幹的設備改良工事の発注仕様書の作成

等の発注手続を進め、平成31年度から32年度に基幹的設備改良工事を実施する計画としております。

2点目は、「相楽消費生活センター」についてでございます。平成29年12月末現在の相談件数につきましては426件、1日に平均2.3件の相談であり、前年度と比較しますと、7件、1.6パーセントの減少となっております。

年代別に見ますと、70歳代以上が106件と最も多く、次いで60歳代で80件、60歳代以上の割合では44パーセントを占めており、高齢者を狙った悪質商法による消費者トラブルの相談が数多く寄せられております。

相談内容で一番多い相談は、スマートフォンなどになるアダルト情報サイトやワンクリック請求関係で65件、続いて架空請求はがきや多重債務などの商品一般関係で29件、3番目は外壁塗装工事や中古住宅のトラブルなどの戸建住宅関係で24件となっております。

また、当センター相談員が地域へ出向き、「消費生活出前講座」を今年3月までに計13回、277人の方々を対象に実施する予定でございます。

次に、本年度も昨年度に引き続き、各市町村等のイベントや消防フェアに本センターのブースを出展させていただき、「消費者クイズの実施」とあわせまして本センターのPRを行いました。

3点目は、「相楽休日応急診療所」についてでございます。平成29年12月末現在の受診者数は556人で、1日当たりの受診者数は、平均しますと10.7人であります。

年末年始の受診者数は、12月上旬からインフルエンザが流行したことを受けまして、昨年度より増加、6日間で247人、1日当たり約41人が受診され、昨年度の平均18人を大きく上回りました。

また、京都府は、1月25日にインフルエンザの感染が拡大しているとして、府内全域に警報レベルを超過したと発表されました。

本診療所においてもインフルエンザの受診者が多く、12月10日から2月12日までの16診療日で、受診者数552人のうち、234人がインフルエンザ患者でありました。

4点目は、「相楽会館」についてでございます。御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、平成29年12月末現在の実績は22件、2,314人の利用でありました。

5点目でございますが、特別会計の「ふるさと市町村圏振興事業」では、平成30年度を初年度として、平成34年度を目標年次として、「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を平成30年1月に策定いたしました。

なお詳細につきましては、この後、行政報告で事務局長から説明をさせていただきます

す。

また、基金7億円の平成30年度の運用につきましては、1年の定期預金として、現在、金融機関5行から預金金利見積を徴収しているところであり、最も確実かつ有利な方法により管理することといたしております。

次に、事業といたしましては、2月11日に精華町「かしのき苑」におきまして、「第25回相楽の文化を創るつどい」が御来場者約200人の参加のもと開催され、第1部では、消費生活講座として本センター相談員によります講座と、木津警察署からの防犯講話を行いました。第2部では、9団体、101人の出演による舞台発表が行われました。

また、ホームページによる本組合が保有します情報の発信をさせていただいております。

以上が今日までの経過でございます。

さて、今定例会に提案いたします議案は、平成30年度一般会計予算及び特別会計予算など5件でございます。

以上、報告を申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

5番、大倉博議員、6番、小西啓議員を氏名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

行政報告を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。代表理事にかわりまして、私から行政報告を2件申し上げます。

まず、「相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書(概要版)について」、その概要を報告いたします。

精密機能検査とは、廃棄物処理施設を維持管理する上で、3年に一度行われる定期検

査です。精密機能検査の実施要領は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第5条」に規定されておりました。し尿処理施設においては、汚水処理の機能を保全することを目的としております。

なお、今回説明いたします精密機能検査報告書（概要版）は、精密機能検査の内容を要約したものになります。

それでは、1ページをお願いいたします。「1、検査の目的」をごらんください。汚水処理機能を保全することのほかに、現在の施設の状況を客観的に把握し、今後の施設整備や施設運営の参考資料を得ることも目的の一つとしておりました。大谷処理場は、安定した処理機能を維持するために必要な整備を適宜行っておりますが、施設が稼働後16年経過しております。施設装置の老朽化や経年劣化への対応が求められております。

2ページには「2、施設の概要」を、3ページでは、し尿の受け入れから放流までの水処理工程をフローシートにして示させていただいております。4ページには、上段にし渣及び汚泥処理のフローシート、下段には臭気処理のフローシートを示しております。

また、5ページには「年度別搬入実績」を、なお、28年度の搬入率は、処理計画量に対しまして51パーセントと約半分の搬入量となっております。

次に6ページ「放流水質検査結果」でございますけれども、各年度ごとに全ての項目に基準地を満たしております。良好な処理が行われている状況でございます。

7ページから11ページにかけては、「3、統括」といまして、精密機能検査の結果を（1）維持管理、（2）処理機能、（3）設備装置の3項目でまとめております。

12ページからは、本施設が抱えます課題を三つまとめてまして、課題の一つ目が低負荷対策でございます。いわゆるし尿と浄化槽の量が、当初計画より反転をしております。量が、中身が薄くなっているという問題でございます。

課題（2）が施設の経年劣化、先ほど申しましたように、築16年を経過しております関係で、土木・建築設備等々、腐食しているという状況でございます。また機械についても同様でございます。

課題（3）が温室効果ガスの削減、いわゆるCO₂の削減を目指すものでございまして、以上の三つの課題に対しまして、4番としまして、平成28年度に長寿命化総合計画を策定いたしました。長寿命化総合計画とは、設備機器に対しまして、適切な保全方式と時期を定めるもので、施設の延命化を図ることが目的とされていまして、14ページには表の4の2ということで、長寿命化総合計画の対応策や改良する機器・設備などの範囲をですね、表で示させていただいております。

これらの改良内容を実行することによりまして、本施設の課題を解決することが可能となります。

○山本議員　　ちょっとすみません、今14ページの表の2ですか。

○福田事務局長　　そうですね。14ページ、表の4の2。最後のページね。最後のページの表の4の2，長寿命化総合計画における改良範囲、この4の2の中に、それぞれ今回改良をする範囲を示させていただいております。

なお、本計画の実行に至るまでの消耗品交換や定期整備が必要な機器に尽きましては、今後も計画をいたしますが、長寿命化総合計画の整合を図りまして、二重投資にならないよう施設運営をしてみたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、精密機能検査報告書の概要版の説明といたします。

2点目でございます。「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」について報告をさせていただきます。冊子でございますね。

最初に、11月27日、前回の定例議会におきまして、中間案の概要を報告させていただきました。その後に取りまとめに至るまでの経過につきまして、まず説明を申し上げます。

まず、12月5日から12月25日までの21日間にわたりまして、本組合及び構成市町村のホームページ、また、窓口での閲覧という形で、「パブリックコメント」を実施をいたしました。住民からの御意見というところでの提出はございませんでした。

次に、中間案につきまして、京都府自治振興課や意見照会を行わせていただきましたところ、今年1月5日に九つの項目の意見が京都府から寄せていただきまして、その内容は、「圏域づくりの方向性にそれぞれ施策の方向として項目を挙げておりますが、その項目が施策の大綱と連動していないために整理が必要」と、こういった御意見の関係が3件ありました。また、「事業を具体的に記載すべきです」というようなことが3件、そして、「表現の整理」や「項目の重複の整理」「字句、語句の整理」、それぞれそういったことが1件ずつございまして、9項目の御意見に対しまして、1月15日に広域圏幹事会を開かせていただきまして京都府の意見に対する協議を行い、取りまとめをしまして1月の18日に京都府自治振興課のほうに報告をさせていただきましたところ、内容の確認ができましたために、1月22日に定例理事会におきまして計画案を協議をいたしまして決定をし、その後、本日お手元にありますように印刷、製本、これ、100部をさせていただきますけれども、100部させていただきます、2月9日付けで関係機関等に送付、あわせて組合のホームページを通じまして、住民の皆様にご覧をさせていただきますところでございます。

以上が経過でございます。次に、計画の内容につきましては、第2次の計画の理念を継承いたしまして、施策につきましても、第2次計画から第3次計画に盛り込む内容

を精査するとともに、本組合理約に定めております共同処理事務を盛り込んで、さらには、本組合は、し尿処理や消費生活センターなどの共同処理事務、これらを中心に実施をしまして、その他の事業につきましては、特に組合が調整機能を果たしてはいきまされども、国や府または市町村が連携して取り組む事業を盛り込んだものでございます。

本計画の将来像として掲げております『人と文化の交差点・相楽広域』の実現のために、相楽地域の地域特性を活かしまして、歴史・文化への理解と認識を深めるための施策をそれぞれ勉強させていただいているところであります。また、その具体的な進め方等につきましてはですね、後ほど30年度の予算等でも触れさせていただきたいと思っております。

以上で、簡単ではございますけれども、私からの行政報告を終了させていただきます。

○議長 御苦労さまでした。

行政報告が終わりましたが、先日の議運で、報告案件ですが、全体で10分程度の質疑を行うことを決定いたしました。何分限られた時間でございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

西岡議員。

○西岡議員 3番議員の西岡でございます。

ただいまの平成29年度にまとめていただきました精密機能検査、この関係につきましてですね、中身を読ませていただきまして、その報告を受けました。私の質問は、平成13年3月に、この大谷処理場ができて、ちょうど16年経つわけですね。今回、精密機能検査の中身を見ますと、経年劣化の関係を含めまして、非常に多くの器具・施設、そして、土木の関係も含めていまして、取りかえ、補修、そういうものをしなきゃならん、こういう状況にあるわけです。先ほど、事務局長から話がありましたように、長寿命化計画の改良範囲を定めるものだ、こういう話もございました。私は、ぜひとも代表理事をはじめ、理事の皆さんに、検討していただきたいことがございます。それは何かといいますと、長寿命化計画の目標年次、これは48年になっている。48年。新しい建物を建ててね、15年してもう今どうにもならん状態になってね、それをですよ、今回、長寿命化計画によっていろいろな部品を取りかえてでき上がったものがね、また15年持つのかということなんですよ。これは、その年次の関係と、やはりできるだけ今回のね、次のね、これから実施計画されるわけね。実施計画の段階においても、できるだけ経費を節減しながら、しかもいわゆるその計画年次を縮める方法、私も10年以上はだめだと思っているんです。その辺の関係について、ぜひとも、これは検討していただきたい。16年でだめになったものをいろいろなところを取りかえてね、さらに、16年という年次計画ね、果たして現実性があるのかどうかということに対して非常に疑

間を持っておりますので、ぜひとも、検討していただきたいということをお願いをしておきたいと。報告事項でございますので、その答弁はしていただければありがたいですけど、だけど、なかっても結構です。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 当然、こういった環境施設については、周辺に御迷惑を掛けるとか、公害の発生が急遽起きたとかですね、こういうことはあり得ないと、絶対そういうことはしないという、こういうやっぱりかたい約束の中で事業を進めていくわけでありますので、御心配いただいていることについても十分承知をいたしております。ただ、15年という何を10年ぐらいでということもありますけども、十分その経過の中で精密機能検査も継続して進めながら、必要ときには皆さんにお諮りをして改修をしていくということで御了解いただきたいなど。おっしゃることについては、十分わかりますので。

○議長 ほか、ございませんか。

宮崎議員。

○宮崎議員 第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の中身についてお伺い、少し質問をさせていただきたいと思うんですけども、大変意欲的な内容になっているかと思って読ませていただきました。特に4ページ、5ページに圏域づくりに向けた取り組みについて詳しく書かれているわけですけども、それは京都府の指示があってこのような具体的な内容で書かれているのですが、特にこの2番目の交流と連携を強める基盤づくり、ここのところの内容が大変多岐にわたっていて、とても広い範囲が書かれているかと思えます。本当に今事務組合のほうでも人員的にも少ない状況で、たくさんの事業も抱えていらっしゃる中で、本当にこんなことがこれが全部できるのかどうかすごく心配になったところではありますが、この点についてどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 宮崎議員の質問でございます。

また、30年度の予算のところにも関係してきますから、そちらのほうでも説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、御質問のこの計画5ページですね、交流、連携を強める基盤づくりの中で、地域資源を活かした観光・交流の推進等ですね、いろいろ事業名が書かれております。具体的に5市町村が連携をして、こういった計画の実現に向けて取り組むということになります。事務組合でできることはということになりますと、これ全てを事務組合だけでやるということにはなかなか難しい問題がございます、先ほど説明しましたように、事務組合で直接やるもの、市町村が連携してやることと、そして京都府、国と連携してやると、いろいろその役割分担を果たしながらですね、取

り組んでいきたいと、このように考えておりました、こういったものの中の30年度予算で組んでおりますのは、施策の方向の二つ目の観光ネットワーク形成と情報発信、これの丸の四つ目、お茶の京都DMOによる地域間連携の推進、こういったところをですね、お茶の京都、今年29年度はターゲットイヤーでいろいろと各市町村取組まれておりますけれども、5市町村一体となつてこういったようなお茶の京都の事業につきましても進めていきたいということで、後ほど説明します30年度予算の中には事業化もしております。ですから、本来こうした計画に挙げたものを、事業をやっていけばいいですけども、何分ソフト事業の原資になりますその基金の利息、こういったものが限られておりますので、5市町村とそういった優先順位を付けながら、取り組んでいくことになるということになります。

以上でございます。

○議長　　ほか、ございませんか。

佐々木議員。

○佐々木議員　　同じくその市町村圏計画、この中身というよりも、5市町村の総合計画と整合性については、完全に取れているかどうかという点ですね。私の記憶の範囲で申しわけないけども、精華町の人口4万人というのは、多分出てきてない数字だろうと思います。二、三年前の話では、10年ぐらい3万8,000から9,000ぐらいの範囲での目標を掲げていますので、34年度に4万人になってまた減るという話にそれになってしまいますので、その点もどうかというのがあります、その他、この今、宮崎議員からもあったようなこのそれぞれの記載事項というのは、5市町村のさまざまな思いをプラス、要するに、A B C Dというのね、足したものを書き込んでいるのか、もしくは5市町村が言っているものでダブったものね、かわっているものを整理、調整したものであるのか、どういう思いでこれが記載をされているのかね、その点について確認をしておきたいと思うんです。ちょっと具体的な指摘は避けませんが、精華町の中で議論をしていて、比較的消極的な施策についても載っているんですね。となると、じゃあ、精華町が質問したときに載らないのかという話になってしまうと、精華町だけの問題ではなくて、それぞれの市町村で見たら、恐らく積極的な答弁をされているものもあれば、そうじゃないものも多分載っている可能性があるんですけども、その点はどういう基準でこの項目が構成をされてきたんでしょう。

○議長　　事務局長。

○福田事務局長　　佐々木議員の御質問でございます。

第3次計画の取りまとめにつきましては、構成市町村の企画担当課長であります広域圏幹事会、企画課長と十分調整をして、最終的に理事会で提案させていただいて決定をして、中間案等も説明させていただいた経過でございますけれども、人口等の見通しに

つきましても、34年度の人口を構成市町村からいただいておりますので、その辺が整合がというところは、ちょっと事務局のほうも、精華町が出された数字ということで理解をしているところであります。また、計画のそういった大きな柱につきましても、まず、第2次と第3次で主に変えましたところは、事務組合の共同処理事務をこれからも推進していくというのが私ども事務組合の使命がございますので、それらの関係する柱を残しつつですね、その柱に10年前から新しく市町村で取り組まれているような内容を照会を掛けまして、出てきた内容からさらには広域的に取り組むべき内容に絞り込んで、それぞれの施策の方向の中に事業を位置付けたと、こういうような経過がございますので、人口の経過につきまして、事務局のほう、補足させます。

○議長 主幹。

○國子主幹 まず、3ページの人口見通しの人口につきましては、各市町村に34年度人口を報告してくださいということで御依頼を申し上げて、返ってきた数字がこの数字でございますので、各市町村の総合計画と連動しているかどうかについては、現状としては把握していないということでございます。

以上でございます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 そしたら、それは一定理解をずるとして、個々のまた各議会でやらしてもらいますけども、このそれぞれの事業の予算付け、今の局長の話でも、全てをこの市町村圏予算で、やることは難しい、そのとおりでと思うんですが、そしたら、こういうことの事業を各市町村が要するにこの平成34年度ですか、5年間にそれぞれ予算付けをしなければ、これが実際に動かないわけですよ。その予算付けに関しては、企画課長会議、企画担当課長会議かな、では、それは一定の何というか、合意といいますかね、というのは、もう終わっているという理解でよろしいでしょうか。

○議長 局長。

○福田事務局長 特にこれからでございます。まだ予算のその辺の各市町村の予算の中身までは、把握しておりません。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 ですから、その実際に実現に動かそうと思った場合には、何らかの裏付けが要るわけですよ。厳密に例えば今年度いくらか、来年度いくらか、そこはいいとしても、大体どの程度の、その事業がですね、じゃあ、平成30年に取り組むのか、一番5年後の34年度かな、4年度に取り組むのかぐらいのね、仕分けはしておいて、じゃあ、それに向けて各市町村がどういう準備をしていくのかという話になるわけですから、もちろん例えば補助金が取れなかったというね、結果論としてはそれは残るかもしれないけれども、それに向けての努力をしない限り、広域事務組合の予算だけでは当

然できないわけですから、そういった意味の何らかの裏付けがないとですね、それこそ絵に描いた餅という恐れがありますので、その点はしっかりと、各年度の担当課長さんと調整の上でそれに近づけるようなですね、予算化を、共通の意識として予算化を進めるという方向で取り組んでいただきたいと思いますけど、その点は。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 佐々木議員、ありがとうございました。新年度に入りましたら、早速、広域圏幹事会開きまして、その辺の御意見も踏まえて検討をしてみたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。なければ、行政報告を終わります。

日程第4、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成30年2月19日提出。

代表理事。

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、平成29年8月8日に人事院勧告がなされ、同年12月8日に給与法改正案が成立いたしました。

本組合職員の給与につきましても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に本給及び勤勉手当を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものがございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 続きまして、事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましての補足説明を申し上げます。

改正内容につきましては、給与表を平均0.2パーセント引上げ、特に1級の初任給

を1,000円引上げ、若年層につきましても同程度の改正、その他につきましては、それぞれ400円の引上げを行います。当組合の職員の対象者は3名でございます、それぞれ400円から800円の引上げとなっております。給与の総額で、3人で1万9,000円の増額となります。また、賞与につきましても民間の支給割合と合わせまして4.30月分から4.40月分に変更いたします。これらの改正に伴いまして、増額としましては12万円となります。

なお実施の時期でございますけれども、附則にありますように平成29年4月1日の適用となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第1号議案の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条の「質疑は、3回を超えることができない。」と規定されておりますので、よろしくお願いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員です。

よって、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

代表理事に提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第2号、提案させていただきます。

議案第2号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について。

平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算を別添のとおり定めます。

平成30年2月19日提出。

代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ919万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,680万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず、歳入では、分担金で1,153万円の減、負担金で41万5,000円の減、手数料で54万円の増、繰越金で217万5,000円の増、雑入で3万5,000円の増となっております。

次に、歳出では、総務管理費で22万6,000円の増、保健衛生費で343万6,000円の減、清掃費で562万8,000円の減、商工費で37万8,000円の増、予備費で73万5,000円の減となっております。

以上、平成29年度一般会計補正予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお詳細につきましては事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 続きます、主幹。

○國子主幹 事務局の國子でございます。

それでは、議案第2号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)についての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末での失効見込みに伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の8ページをお開きください。なお、補正内容の事業ごとの説明を附属資料としてまとめておりますので、具体的な説明は、平成29年度補正予算附属資料により行いますので、恐れ入りますが、附属資料の1ページを合わせてお開きください。

まず、附属資料の1ページ上段の総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費につきましては、49万6,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、先ほど議案第1号で御可決賜りました給与条例の改正に伴います職員給与に係ります給料、職員手当等、共済費の等々でございます。

次に、1パーセント下段の総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営経費につきましては、27万円の減額補正でございます。

これは、聴言センターの床改修工事及び玄関照明器具改修工事の執行残でございます。
続きまして、附属資料の2ページに移っていただきまして、上段の衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、343万6,000円の減額補正でございます。

これは、後ほど議案第3号で提案いたします特別会計補正予算におきまして、補正する内容に伴います一般会計からの操出金の減額でございます。

次に、2ページ下段の衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費につきましては、47万3,000円の減額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目は、し尿収入運搬業務委託料の実績見込みによる減額が41万5,000円、2点目がし尿くみ取り券の還付金の実績見込みによる減額が5万8,000円でございます。

なお、特定財源といたしまして、し尿処理手数料負担金の実績見込み41万5,000円の充当減がございます。

附属資料3ページに移りまして、上段の衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては、515万5,000円の減額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、大谷処理場運転維持管理業務委託料の緊急分として、突発的な故障への対応経費を計上しておりましたが、執行見込みがないことから全額500万円の減でございます。2点目が、水質及び大気分析業務の委託料で11万7,000円の減。3点目が、循環型社会形成推進地域計画策定及び精密機能検査業務委託料で3万8,000円の減。それぞれ執行見込みによる減額分でございます。

なお、特定財源といたしまして、浄化槽汚泥投入手数料の実績見込み54万円の充当増がございます。

予算書でございますが、9ページに移ります。次に、附属資料3ページ下段の商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費につきましては、37万8000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、消費生活相談事業関係経費といたしまして、職員手当等で15万円の減、共済費で50万2,000円の増、旅費で1万1,000円の減、役務費で7万4,000円の減、委託料で15万6,000円の増でございます。

2点目が、消費者教育・啓発事業関係経費で、報償費では2万円の増、使用料及び賃借料で15万3,000円の減、負担金、補助及び交付金で8万8,000円の増でございます。

3点目が、消費生活情報の提供関係経費で、節内での組みかえを行うため、補正額は

ゼロとなってございます。

これらの補正につきましては、京都府消費者行政活性化事業費補助金の交付決定に伴います財源更正が主な内容でございます。

予算書は、10ページをお開きください。附属資料でございますが、4ページに移りまして、上段の予備費でございます。予備費につきましては、73万5,000円の減額補正でございます。

これは、年度末に向けて必要最小限への減額を行うものでございまして、その他の不用額や財源の変動などと合わせまして分担金の精算を行うものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページをお開きください。

歳入では、先ほど説明いたしました歳出のそれぞれの財源といたしまして、分担金から7ページの諸収入までの所要の補正を行うものでございます。

特に6ページ最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを本来の基礎数値に置きかえますとともに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせて分担金の算定がえを行ったものでございます。

予算書最後のですね、11ページ、12ページでございますが、こちらには今回の分担金補正の算出内容を添付してございますので、後ほど参考にごらんいただければと存じます。

以上、議案第2号の補足説明といたします。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑、ございますか。

佐々木議員。

○佐々木議員 予算編成の基本的な件で聞きますけども、附属資料3ページの上にある運営経費の委託料緊急分が一挙にゼロとなっているわけですけども、もともとこの緊急分の予算というのは、要するにあときょうから約40日残っていますね、このことから3月31までには起こり得ないこととして編成をされていたのかどうかということなんです。もし起こり得るとして編成をするでしたら、365日の40日残っているわけですから、まだ確率からいけば10パーセントの確率で起こる可能性があるんですよ。それを一挙に、例えば半分終わったからね、この経費を半額にするっていうならまだわからなくもない。けども、ゼロにするということになると、基本的にもう起こり得ないということを宣言したに等しいわけですが、そういう趣旨の予算ということではよろしいでしょうか。

○國子主幹 ただいまの佐々木議員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、まだ40日残っておるわけでございますけども、基本的には機器はすぐに悪くなるという場合もございますけども、現場の所長と十分調整をしておりますので、そろそろ危ないという機器が現段階ではないということでございまして、あと40日いけるという確約を取ってございますので、今回全額落とさしていただいているものでございます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 人が約束して、そうなるんだったら、何ら緊急性がないということに、同時に予備費のほうも削っているわけですよ。仮にこの500万の方を削るとしても、予備費が若干残っていればね、それはその範囲で緊急的な予算の執行はできると思うんですけども、両方削ってしまって、予備費で残るのが20万ですよ、20万しか残らないといった意味からいっても、500万の1割でも50万になるわけですね。その辺のその根拠よくわかんないんですよ。人が約束したから、その緊急的な故障は起こらないというふうに断言できる根拠はどこにあるんでしょうか。

○議長 主幹。

○國子主幹 すみません、ちょっと私の説明が悪かったかもしれませんが、機器については、当然突発的に悪くなるものもございますけども、事前に予兆というものがあるということでございますので、その辺を十分調整をさせていただいたという趣旨でございますので、ちょっと先ほど人が約束したからということではないということだけ御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。

なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございませんか。

なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第2号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第2号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6，議案第3号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

代表理事に提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事　　それでは、議案第3号を提案させていただきます。議案第3号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算を別添のとおり定めます。

平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏復興事業特別会計補正予算を別添のとおり定めます。

平成30年2月19日提出。

広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,756万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず、歳入では、財産収入で112万円の増、休日応急診療所収入で343万6,000円の減、繰越金で283万3,000円の増となっております。

次に、歳出では振興費で111万7,000円の増、衛生費で60万円の減となっております。

以上、平成29年度特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長　　続きます、主幹。

○國子主幹　　事務局の國子でございます。それでは、議案第3号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計補正予算と同様、年度末での執行見込みに伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から附属資料でもちまして具体的な説明を申し上げますので、予算書は7ページを、附属資料は5ページをお開きください。

まず、附属資料5ページ上段の振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏振興事業運営経費につきましては、118万9,000円の増額補正でございます。

これは、基金運用の利率が0.2パーセントに確定したことに伴いまして、財源余剰分をふるさと市町村圏振興事業基金に積み増しするものでございます。

次に、5ページ下段の振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏振興事業経費につきましては、7万2,000円の減額補正でございます。

これは、ホームページサーバー委託料の残でございます。

次に、6ページ上段の衛生費、衛生費、休日応急診療費予備費の休日応急診療所運営予備費につきましては、60万円の減額補正でございます。

これは、年度末に向けて必要最小限への減額を行うものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページを開きください。

歳入では、先ほど説明いたしました歳出の財源といたしまして、利子及び配当金、一般会計繰入金及び繰越金の所要の補正を行うものでございます。

以上、議案第3号の補足説明といたします。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

○酒井議員 1点だけ質問いたします。予算書6ページ、歳入の部分です。1番の財産収入のところで、確かに説明のとおり利率が変わったということで、一桁上がったわけですね。非常に大きい変化であるわけですが、28万円の見込みが140万円になったと。これ自体は結構なことやと、いいことであるわけですが、なぜこのような事態になるのか、基金そのものは7億円で変わらぬのであるわけですが、ただ、基金運用がどうなっているのかということも併せて、例えばどういう金融機関に分けているのか、一括なのか、そのあたりも含めて運用の状況と利率の変化を説明いただきたいと思えます。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。酒井議員の御質問でございます。利率の増額補正の関係でございます。まず、経過から申し上げますと、基金の運用期間を30年度から新しく計画をしまして、第2次計画の最終年度ということがありましたものですから、1年間という期間をまず幹事会で確認をしていただき、その1年間の運用を会計管理者ともいろいろと相談し、最終的に理事会で確認を取りましたところ、相楽管内に支店を設けております金融機関、実は5行あるんですけれども、5行に1年間の定期預金として、見積りを取ろうということが決定をされまして、昨年2月23日、見積りを徴取させていただきました。2月末まで期間をもちまして、5行全てから見積りの提

出がありました。その5行と申し上げますのは、京都銀行、南都銀行、京都中央信用金庫、関西アーバン銀行、J A京都やましろ、それぞれですね、支店は幾つもあるわけですが、支店ごとに見積りをという意見のこともありました。7億円というその基金の額で、これは支店ごとに御判断される額を超えているということの判断から、以前から取引、指定金融機関になります京都銀行木津支店、南都銀行であれば加茂支店、そして、木津に支店がありますところということで、京都中央信用金庫木津支店、関西アーバン銀行の木津支店、J A京都やましろにつきましては木津支店ということで、5行を見積りを取りましたところ、J A京都やましろ木津支店が0.2パーセントということで、最高、一番利息が高かったということで契約をさせていただいた経過があります。ちなみに他の金融機関の状況を申し上げますと、J Aやましろに次いで高い金利を出していただいたのが関西アーバン銀行木津支店でございまして、0.1パーセント。そして、京都銀行並びに中央信用金庫につきましては、当初予算額でありました0.04パーセント、28万円ですね、これが京都銀行と京都中央信用金庫。南都銀行につきましては、0.01パーセント、運用益で7万円。こういうようなばらつきがあったということで、今回補正予算をさせていただいたという状況でございます。

以上になります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 ただいまの説明でよくわかりましたが、昨年2月23日に5行見積りを取ったということですね。

○福田事務局長 はい。

○酒井議員 ですから、これは後の話になりますけれども、来年度の予算との関係では、もう見積りが済んだのか、目前なのか、30年度に関してです。そのことが1点と、今の説明によれば、7億円は一括で運用していく、分散じゃなしということでもいいのかどうか確認します。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

1点目が30年度の見積りの関係は、まだ取っておりません。後ほど提案説明させていただきます。当初予算につきましては、今現行ですね、預けさせていただいておりますJ A京都やましろ木津支店のほうに、昨年12月の時点で12月現在での来年度、また1年間お預けするとなるということで確認をしまして、予算化をしている状況でございますので、議会終了後、4月までの間でまた5行、同じように見積りを取っていきたい計画でございます。今現在、徴収中ということで、まだ見積りは上がってきてないということです。

○酒井議員 一括運用ですか。

○福田事務局長 はい。2点目でございます。7億円、一括でございます、はい。1本でございます。

○議長 いいですか。ほか、ございませんか。

なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございませんか。

なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、議案第3号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを議題とします。

代表理事より提案説明をもとめます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。

平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成30年2月19日提出。

代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成30年度一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえまして、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めました。

また、各市町村の衛生、消費生活、医療、財政担当課長会議、さらには、全体を統括し調整するために、企画担当課長によります広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

平成30年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億500万円といたしております。前年度比較では、5,100万円、14.3パーセントの減となりました。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明申し上げます。

まず、歳入では、分担金及び負担金は2億8,073万1,000円で、歳入総額の92パーセントを占めております。その内訳としましては、分担金は2億1,422万8,000円、負担金は6,650万3,000円でございます。

一方、使用料及び手数料は1,746万9,000円で、歳入総額の5.8パーセントを占めております。

また、国庫支出金は429万1,000円で、歳入総額の1.4パーセントを、府支出金は247万8,000円で、歳入総額の0.8パーセントを占めております。

次に、歳出では、議会費では42万6,000円、総務費で3,718万9,000円、衛生費で2億5,473万6,000円、商工費は1,210万円、予備費は54万9,000円をそれぞれ計上いたしております。そのうち、衛生費で予算総額全体の83.5パーセントを占めております。

以上、平成30年度一般会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明させますので、御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長 続きます、事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第4号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や、特に重要な点などを中心に補足説明を申し上げます。

それでは、歳出から申し上げます。

予算書の9ページから16ページまでに及んでおりますが、歳出の説明につきましては、別添の30年度予算附属資料におきまして、経費ごとで詳しい内容、内訳が記載されておりますので、この附属資料をもちまして説明を申し上げたいと思います。

それでは、附属資料の3ページをお開き願いたいと思います。

まず、附属資料の3ページ、議会費、議会費、議会費の議会運営費といたしまして、前年度と同額の42万6,000を計上しております。

次に、4ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営費といたしまして、今年度の予算額は28万円です。前年度より1,000円減でございます。

次に、右側の5ページでございます。総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして、3,471万3,000円の計上でございます。

これは、組合事務の一般事務経費でございまして、職員3名とアルバイト1名の4人の人件費のほか、公会計支援業務委託料84万3,000円、そして、財務会計ソフト

借り上げ料58万4,000円などを計上しております。

6ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営費といたしまして、213万6,000円の計上でございます。

これは、会館管理の維持管理費でございます。

右側7ページでございます。総務費、総務管理費、公平委員会費の公平委員会運営費につきましては前年度と同額の内容で、8ページ、監査委員費の内容につきましても前年度と同様でございます。

右側9ページでございます。衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、1,254万4,000円の計上であります。

これは、本来、一般会計で経費すべき経費を特別会計に移しておりますことから、特別会計での診療所事業の収支不足分を一般会計から繰出しするものでございます。

次に、10ページに移っていただきまして、衛生費、清掃費、し尿処理費の関係でございます。し尿収集運搬経費ございまして、6,654万3,000円の計上でございます。

これは、前年度と比較をいたしますと、し尿では310キロリットルの減、5,278キロリットルの搬入を見込みますことなどから、前年度より396万4,000円の減額となっております。これも下水道のつなぎ込みとなっております。

右側に移っていただきまして11ページですが、衛生費、清掃費、し尿処理費、大谷処理場運営経費でございます。1億7,564万9,000円でございます。

これは、大谷処理場の運営に掛かります経費でございまして、特に、先ほども行政報告しましたとおり、30年度におきましてはですね、経年維持補修経費、この内容につきまして、31年、32年に予定をしております基幹的改良工事の実施に伴いまして、整備する条件を基幹的整備改良工事後も引き続き使用する機器、そして、精密機能検査で指摘があって緊急的に行わなければならないような補修に限定をしまして、現場の所長とも十分協議を重ねまして、大幅に工事の範囲を縮小をさせていただいて計上いたしました。ただし、設置から17年目を迎えますことから、先ほど補正予算でも500万円という形で計上してございましたけども、突発的な故障が発生するのを備えますために、緊急時対応予備分として、30年度は、倍のですね、1,000万円を予備的に計上させていただいたところでございます。大谷処理場の運転管理委託料、全面的に委託をしているんですけども、委託料は1億4184万5,000円、前年度が2億253万7,000円でございますので、6,067万2,000円、30パーセントですね、大幅に減で計上をさせていただいた関係がありまして、ちょっと前年度との比較では大幅に減になっているということでございます。

また、26年度に策定をしました施設の整備構想、これを受けまして、27年度には

生活排水基本計画、そして、28年度には長寿命化総合計画、昨年29年度は循環型社会形成推進地域計画、そして、精密機能検査、それぞれやってきましたけれども、30年度におきましては、この予算の中に基幹的設備改良工事に向けました発注仕様書等の作成委託料、1,287万3,000円、これを新規に盛り込みをさせていただいております。それで工事の準備をしていこうと、こういうことでございます。

その他ですね、工事が始まりますときから新規でアルバイトを週3日、1年間分を計上させていただき、さらには合特法などの課題がございますので、構成市町村の関係職員、また、事務局と京都府内の先進地の調査のためのバス代10万円を新規計上させていただき、こういったところが新しく計上させていただいた内容となります。これが大谷処理場の運営経費の関係になります。

続きまして、12ページに移っていただきまして、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費といたしまして、1,210万円の計上でございます。

これは、センターの運営をさらなる充実を目指しましてPRをしっかりしていこう、そして、啓発資材を始めまして今後の安定的なセンター運営に向けまして、消費者被害防止のためですね、消費者啓発、そして、また、消費者教育に力を入れる。その経費をさらには引き続きですね、京都府の消費者行政活性化事業費補助金を活用しまして取り組むために、前年度よりも137万3,000円の増額となったものでございます。

なお、平成30年度からのセンターの運営につきましては、12ページの事業内容にも書いてございますけれども、相談体制につきましては、今現状が週3日の3人体制で相談体制を構築しておりますけれども、30年度からは、週4日勤務の方お二人ということで変更し、さらにはは消費者教育専門の方、相談員、有資格のあるかたですけれども、週3日の方1人ということで、相談員の数は3名ですけれども、相談体制はお二人、そして、啓発、教育の特化した相談員を1名雇用すると、こういったような変更がございます。

最後に、右側の13ページの予備費を加えまして、以上の歳出合計で3億500万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は予算書のほうの6ページをお開き願います。予算書のほうの6ページをお願いいたします。

最初に、第1款、分担金及び負担金の第1項、分担金でございます。

分担金総額では、前年度と比較しまして、4,648万1,000円の大幅な減少となっております。

これは、先ほども申し上げましたとおり、大規模修繕の分担金ということで858万2,000円というのが新規計上されております。また、府の補助金、これ、消費生活センターの関係ですが、大幅に減額になりまして、消費生活センター分担金が686万

1, 000円の増額。こういった増額の要因はございますけれども、先ほど申しましたように、大谷処理場の運転管理に掛かります事業費が大幅に減に伴いまして、し尿処理分担金が前年度より6, 159万2, 000円の減少、これが減少の主な要因でございます。

また、市町村ごとの分担金額につきましては、30年度の予算附属資料の18ページから27ページに算出根拠を付けてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、30年度から分担金条例を改正をしております、その適用を受ける年度になりまして、市町村ごとにそれぞれ上限が出ております。その辺の確認もお願いしていきたくと思っております。

次に、第2項、負担金につきましては、市町村から搬入されましたし尿の量に応じまして各市町村からいただく負担金でございますけれども、下水道の普及に伴いまして、し尿の搬入量が5, 588キロリットルから5, 278キロリットル、310キロリットルの減少によりまして、前年より390万6, 000円の減少となっております。

次に、第2款、使用料及び手数料に入りまして、第1項、使用料でございますが、御承知のとおり、消費生活センターや休日診療所の開設に伴いまして、相楽会館の貸室が現在2階の大ホールのみとなっておりますが、施設の老朽化など利用の関係で減少しておりまして、前年度同額の20万円を見込んでおるところでございます。

また、7ページに移っていただきまして、第2項、手数料でございますが、浄化槽汚泥の投入手数料を8, 565キロリットル、1, 712万9, 000円を見込んでおります。

なお、搬入量は8, 295キロリットルから8, 565キロリットル、270キロリットルの増加となっております。

次に、第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金につきましては、基幹的改良工事に向けました発注仕様書等の作成事業費に掛かります循環型社会形成推進交付金、新規で計上するものでございまして、429万1, 000円の計上になります。

これは、事業費総額1, 287万3, 000円の補助率3分の1を見込んでおります。

次に、第4項、府支出金につきましては、消費生活センターに対します補助金でございますが、平成30年度の補助金につきましては、資料集の最後のページにも国の資料を参考に付けておりますけれども、国の地方消費者行政推進交付金に係ります財政措置の活用期間が平成29年度で大半の部分が終了いたしますことから、前年度より大幅に減少される見込みですが、特に若年層への消費者教育の推進等を進めるために、247万8, 000円を見込んでおるところでございます。

次に、第5款、繰越金は前年度と同様でございまして、8ページの第6款、諸収入を含めまして、歳入合計で3億500万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。

なおその他関係します内容を資料集として別にお配りをさせていただいております。必要に応じましてごらんいただきたいと思います。

簡単ではございますけれども、以上で第4号議案の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長　　続きます、主幹。

○國子主幹　　失礼いたします。平成30年度予算附属資料に一部誤りがございましたので、訂正してお詫びさせていただきます。

11ページの大谷処理場（し尿処理施設）運営経費でございます。この上から三つ目の事業費予算額の概要というところでございますが、こちらの増減額が、うろこの36万5,000円と書いてございますが、正しくはうろこの4,780万6,000円でございます。その二つ右の経常的経費のところでございますが、こちらがですね、2億1,694万7,000円と書いてございますが、正しくは1億6,277万6,000円でございます。まことに申しわけございません。訂正してお詫びいたします。

以上でございます。

○議長　　以上で提案が終わりました。

ただいまから15時5分まで休憩といたします。

（休 憩）

○議長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

酒井さん。

○酒井議員　　3回しかやり取りができませんので、項目としては二つ、三つと言われるのかもしれませんが、二つ。予算書では13ページ、先ほどの附属資料で11ページのし尿処理施設運営経費、関連して予算書の14ページでは、運転維持管理という種目もあります。共に大幅な減額になっています。減額するものをどうこうと言うつもりはありませんが、衛生費のし尿処理費の中の大谷処理場（し尿処理施設）運営経費、書いてありますように、こういう1億7,500万、前年決算が2億2,200万、その説明もあるんですが、なぜこれほどの大幅な減額が可能なのか、可能になったのか、理由がまだわかりません。附属資料はあるんですけども、しかし、要は何なんだと、なぜ減るんだ。例えばこの附属資料の11ページで見ましたら、27年、28年、29年、30年と表が出ています、経費の一覧表が。30年度、来年度一気にこれが金額が減るわけですね。今まではほとんど変わらなかった。し尿処理量そのものは減少している。毎年減っていた。にもかかわらず事業費の規模は変わらなかったのに、なぜ来年度はこの

実現が可能になったのか、もっとわかるように説明してください。それが1点です。

関連して、予算書の14ページで一番頭になります。大谷処理場運転維持管理、通常分、一億四千百何十万。これが昨年度決算では2億円です。6,000万円の減額になっています。この運転維持管理がこの6,000万円の減額になったことは、どうこうはそれがどうだと言いませんけども、なぜこの減額が実現したのか、あわせて説明をいただきたいと思います。一番重要な来年度の予算のこの金額の中身になっているんじゃないかと思います。これが1点といいますか、2点です。

それから、もう1点は、これも附属資料でいきますけども、6ページ相楽会館の管理運営経費という費目です。下のほうに特記事項がありまして、この間の経過がずっと縷々述べられています。ここまで詳しいことは、私はこの間に私自身が広域の事務組合の議員でなかった時期に行われた施策というか取り組みがここに縷々書いてあります。照明は舞台を中心に設定されているものだと。私は、相楽会館はそんな施設だとはいう感覚は全然なかったもので、こんな表現、こういう説明が本当なのかなと。照明は舞台を中心に設定されているもんだと。しかし、舞台を使わない利用者は当然たくさん来られるはず。だから、そういう意味では、この客席部分の照度を上げる投資は必要ないと。しかし、玄関は照明施設を修繕したわけでしょう、今年度。そのあたりの関係でよくわかりません。これも説明してくださいと。

以上です。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

酒井議員の質問3点ですね、あります。1点目でございます。大谷処理場の関係になります。先ほども、私、補足説明で申し上げましたとおり、31年、32年の基幹改良工事を控えまして、これが具体的化してきたために、30年度の予算の工事範囲を大幅に縮小させたというところが一番大きいところでありまして、これらの詳しい資料につきましても、資料集の2ページのところにもですね、1ページから2ページ、3ページにかけては、その設計の中身が書かれておりますけれども、その2ページの5番、経年維持補修費、資料集の2ページの5番ですね。29年度の経年維持補修費は、7,064万円の工事もう既に終わっておりますけれども、30年度については、1,715万7,000円で、5,348万3,000円、75.7パーセント減というところですね、予定をしてるのが一番大きなところでありまして、先ほど補足説明でも申し上げましたとおり、現場のほうは、やはり現場を預かっている所長他はですね、ここ、この資料集にありますように、60項目、見積総額で1億3,642万5,000円の工事をしてほしいと。これ、30年度、1年間してほしいという見積りが夏頃に出ていたわけですがけれども、当組合といたしましては、31年、32年の工事を控えまし

てですね、更新やそういったところの工事は全てもう中止しまして、そのために大きく減額になったというところでございまして、極端な話、2年後には新しく機械やかえますので、2年間だけ何とかもたせてほしいというところで、予算要求のあった工事を全て削らせていただいたという経過がございます。

ちょっと不足な分また後で担当からも補足させますけれども、2点目の相楽会館の関係につきましては、先ほど酒井議員御指摘のところ、経過はそういうことになりまして、現時点で大ホールの照度、照明の等につきましては、修理する考え方は今のところないわけですが、実際に御利用の住民の方に御不便を掛けてるということであればですね、再度その辺の事情を利用前に、説明をさせていただいて利用していただくというようなことを徹底していきたい、このようにも考えているところであります。いずれにしても、昭和50年に建てられて43年経過しておりますので、その辺の照明等はですね、問題があるということは認識しておりますけれども、今舞台の演技を見るだけの照度は確保できているという認識の中で、進めているところでございます。この辺御理解をいただきたいと思っています。

1点目、ちょっと補足があれば。

○議長 主幹。

○國子主幹 失礼いたします。

酒井議員の2点目の部分ですね、質問に対して若干補足だけさせていただきます。恐れ入ります、資料集の1ページをごらんいただきたいですが、こちらの資料集1ページの一番最初のところで1番でございます。ここに大谷処理場の設計についてということでお示ししてございまして、1番の設計に当たっての基本的な考え方のところを書いてございます。先ほど事務局長、説明いたしましたところと一部重複いたしますけれども、平成30年度の設計に当たりましては、特に修繕工事部分ですね、先ほど大幅な減になっている要因ということで酒井議員の御指摘、御質問ございましたけれども、これは、31年度から2か年にわたりまして基幹的設備改良工事を実施するという中で、整理する条件を大きく二つの柱からですね、工事の採択をしていったという経過がございます。一つ目は、基幹的設備改良工事後も、引き続き使用する機器については30年度についても整備を行うと。2番目といたしまして、本年度実施いたしました精密機能検査で指摘のありましてですね、補修を要するものについては、平成30年度、修繕工事を行うということで、この大きく二つのですね、更新のもとですね、30年度の修繕工事を採択しますと、11項目で1,715万7,000円というふうになるということでございます。

以上でございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員　　私がこの大谷処理場の関係で予算費目の二つの点で質問したわけですが、事務局長の説明も、それから、主幹の説明も共に運営経費に関する説明であったと思います。それはそれで、30年度は大幅な減額になったけれども、本年度の設計作業を経た上で、31年、32年にはかなりの金額のそのいわゆる機器入れかえとかそういうことが起こってくるということで、この5,000万円ほどの減額の関係は今年だけだよと、そんな意味の説明やったんかなと思って聞かしてもらいました。ただしですね、予算書の14ページの維持管理通常分、こちらのほうは全く説明されなかったように思います。そのほうを併せてお願いしたいと思います。

それから、3点目に質問しました相楽会館については、これも先ほどの事務局長の答弁では、不便を掛けている、利用者には説明をして暗いよということ承知の上で利用してもらったらいんだ、それが考え方だという意味の説明やったと思いますが、先ほどの第3次相楽ふるさと圏のこの事業計画でいっても、交流の場としての相楽会館としながら、そんな構えでいいのという、非常にいら立たしい思いで聞かせてもらいました。改めての説明をお願いしたいと思います。

○議長　　事務局長でございます。

酒井議員の疑問、再質問でございます。1点目の質問でちょっと漏れていた部分でございます、大谷処理場の維持管理全体の話でございます。資料集のところ、4ページ、さらには5ページというところで、過去のですね、4ページのほうでは29年と30年度の比較、そして、5ページには26年度から30年度の5か年の大谷処理場の全体の委託の内容を付けておりますけれども、先ほど申しました基幹改良工事を控えて工事範囲を大幅に縮小して5,000万程度を減額したというのは、この4ページでいきますと、⑦番の経年維持管理の関係であります。その経年維持管理も含めて全面的に委託をしているのが現状でございます、ここに書いていますように、①番の人件費以下、一般管理費も含めまして、総額で1億4,186万4,000円の設定額になっているということでございますので、御確認をいただきたいと、このように思います。

2点目につきましても、第3次の計画との関連もございませうけれども、いずれにしても昭和50年に建てられた福祉センター相楽会館、当時は、当時の7か町村ではニーズがあったわけですが、平成の代になりまして、また、40年を経過した中で、広域事務組合が運営する貸館業務というところでは、5市町村の中に、5市町村の共通認識としてはですね、役割はもう終えてあるのではないかという意見もございました中で、廃止も含めた検討を各方面から続けてきたわけでございますけれども、ただ、現状も木津高校さんや京都府の保健所さん、また、各関係団体さんで年間3,000人から4,000人の方御利用いただいている状況の中で、すぐには廃止というのは難しいという状況の中で、貸館は継続し、多大な投資は行わないというのが現状の決定事項でござ

ざいますので、一応御理解をいただきたいと思います。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 御質問の内容については、否定する思いはありません。ほんとにそういうやっぱり思いに立つ、それはわかるんですけども、代表理事という私の責任だけではなく、広域の中ではいろいろ議論をしてきたわけでありまして。大谷処理場の関係でも、新たな事業を興すのに1億円ほど掛かるわけです。それを引き継ぐ段階のときに完璧な投資をしようとして、新たに8億円の大改修でスタートをするかといえば、あのときにこんな工事はせんでもよかったのとなつては困るというので慎重に議論をして、そして、互いに市町村の分担金を最小の経費で維持をしていこうと。ことがあれば、これは緊急事態の関係で処理をするのは当然であります。先ほどの質問にもありましたけれども、周辺に問題を投げ掛ける、あるいは排水処理がおかしいのと違うか、国の基準にはるかに超えるというような排水処理をしているとか、そんなことはあってはならぬわけでありまして。しかし、最小の市町村の分担金を最小にするという計画の中で議論してきた内容でありますので、御了解いただきたい。それから、相楽会館の関係でもあります。今も補足を職員がしてくれましたけれども、これもいろいろ議論をしてきました。しかし、それぞれの市町村でもそれなりに施設はあります。そういう施設も活用してもらいながら、どうこの施設を維持するかという、そこまできていたんです。それも最初は市町村分担金をできるだけ抑えるということの中でできているわけです。しかし、酒井議員がおっしゃったように、当然、利用者の立場から見たら、なぜこれだけ暗いのかと、字も見えないやないかということもあることは事実でありますけれども、いろいろな諸般の状況の中でこういう状況にあるということ。我々としてもやっぱり利用者の思いということは十分わかるわけですけども、市町村にそれなりに施設もあるから、お互いに巡回をしてでも活用いただけたらなというのが本音であります。しかし、それだけこの5市町村の財政状況が非常に厳しい状況下にあると。その先は、やっぱり大谷処理施設に多額の経費がかかってくるということもありますので、十分我々も理解しておりますけれども、現段階においてはそういうことでもありますので、御了解いただきたい。

○議長 ほか、ございませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 ちょっと1点だけわからないので少し。今の一般会計予算の、今局長が、酒井さんの同じ数字ですけど、1億4,186万5,000円、これで五、六千万減ったと、削減した予算であるという説明をしていただきました。既に終わっている話かなと思うんですが、この精密機能検査報告書の12ページ、28年度でこの維持管理として1億3,681万1,000円という表があるんですけども、これを、こういう比較をすることがおかしいのか、それであれば、この表よりも本年度のほうも逆にいくら

か数字が上がっているという、この維持管理費、こちらは運転というのが付いているんですけども、これについてはどのように見ればいいのかお願いいたします。

○議長 主幹。

○國子主幹 ただいまの尾崎議員の質問に回答をいたします。今尾崎議員、本編のほうの冊子のほうで言っていると思うんですけども、そこにはいわゆる薬品費でありますとか、電力費でありますとか、あと、委託費とか、そのようなもののみ掲載しておるということでございますので、全体の委託契約の額というのは、先ほど資料集で説明させていただきました額ということでございます。

以上でございます。

○議長 いいですか、ほか。

西岡議員。

○西岡議員 私のほうから2点質問させてください。1点目は酒井議員のほうからも出ました相楽会館の問題でございます。もう既に相当、たっているわけで、50年たっていますね。当時、建てられたときにはですね、これ、例えば各々の市町村にね、ああいうホール、木津川市でいきますと、アスピアやましろ、あるいは中央交流会館、もうそういう施設ね、そういう施設がないときにね、建ったもので、それはよかったんです。ところが、今、構成市町村の中でね、全ての市町村でそれなりに施設ができたわけですね。しかも、ここに利用件数と人数は出ていますけどね、果たして相楽の自治体、構成市町村の自治体のね、相楽全体の事業でね、これ活用しているかといったら、ほとんどしてないですよ。したがって、私が言いたいのは、20万の収入でね、220万の経費がかかっているわけです。しかも相当な時間がたってね、これ、耐震の関係についても問題になるわけです。したがって、これはね、行財政改革の視点から考えて、私は廃止の方向でやっぱり決断をする時期に来てるんじゃないかということをこれは御指摘をしときたいと。答弁があったら後出していただく。これ1点目。

それから、2点目の関係は、大谷処理場の運転維持管理委託料、これね、何度見てもね、代表理事が言われることについては、それなりにわかります。例えば、先ほど尾崎議員から出ましたこの資料、確かにこの資料で17年から29年の資料、これ、ぴたと合うんですよ。人件費が抜けているだけ。そこへ人件費をぼんと足しますとね、それなりにずっと出るんです。出ましてもね、その合計額がどうしたって2,000万程度合わない。合わない。私はこれが合特法による、いわゆる、し尿処理量が減ったからそれはそれなりにと私は理解している。そういうものでないかという、今までも言ってきたんです。それについては、そうやないねや、そうやないねと言われてきたんですよ。その辺がどうなのかというの、これ。もう一つ関連から言うときます。事務局長からいろんな説明聞きました。それもそれなりに理解します。ただしね、29年度の関係の経

年維持管理整備費、これ、7,000万ということですよ。これは、平成29年でいきますとね、2億200万、これ、契約で払われているわけですね。払われているということは、7,000万の金はね、いろんな修理に使われとるんですよ。そういうことだね。最後は、30年で、減っているわけでしょう、6,000万。なぜそうなのかと。いったい30年でね、その辺の關係の投資は何ぼなん。この辺を明らかにしていただきながら、それは単費で出すんじゃなしにね、今の改良工事を出すんや。しがたって減らんやと。その辺のことをきちっとね、説明をしてもらわないとやね、理解ができない、あの一千二百何万いきますと。そのことによってあの6,000万がね、要らんことなってるやと。これではね、ちょっと理解が私どもはできません。基本的な流れは理解できます。基本的な流れは理解できますけれども、理解できない。もう少し詳しくこれ説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 西岡議員の2点の質問の1点目は、相楽会館の關係です。先ほども御質問がありましたとおり、昭和50年ですから43年経過し、当初は、広域圏の目玉事業として建てられたと私も聞いております。いろんな相楽郡全体の集会は相楽会館を利用されたということになりますけれども、今となれば、それぞれの市町村にホールが設置された中で、必要ではないじゃないかということが5市町村の認識はそんなところではあるんです。ただし、繰り返しになりますけれども、まだ御利用の方が2,000人ないし3,000人いらっしゃるというところがありますし、先ほどの御指摘の会館自体の耐震の問題とかいうことを含めると、切り離して考えていかなければならないんですけども、まず大ホールのみ貸館業務という広域事務組合の共同処理事務は、役割は終えているというのが5市町村の共通認識、ただ、すぐにはやめられないというところがあります。利用者には、御利用条件を提示した中で御利用していただいています。耐震となりますと、1階、2階部分、全体建屋の問題になりますので、前からずっと計画がございしますが、耐震補強の法律前の施設であることや、浄化槽も単独浄化槽で、今後の木津川市の下水道の対応も含めてしていかなければなりませんし、前回の議会で佐々木議員が御質問ありました障害者差別解消法に伴う合理的配慮の提供、これらの観点にも対応できてない、バリアフリー化も含めて、そういった老朽化や古い施設だという部分もありますので、会館自体の問題となりますと、事務所、休日診療所、消費生活センター、それと、他の団体ですが聴覚言語障害センターの移転の問題、これら総合的に判断をして、新しい場所を確保したうえで、相楽会館自体を廃止していく。このようなことになりますので、実は一昨年、平成28年度の検討は、相楽会館の貸質のみの検討で終わっておりまして、会館自体の全体のあり方という検討はなされていませんので、御質問を踏まえましてまた再度ですね、新年度に入りましたら、幹事会等でフィ

ードバックして検討していきたいと思っております。

それから、2点目の大谷処理場の関係につきましては、なかなか御理解はいただけないですけれども、過去から人件費以下、修繕工事までですね、薬品、電気代も含めて総括、包括発注で平成17年度から毎年1年契約で委託をしてきていましたけれども、毎年現場のほうから上がってくる修繕の中身を精査し、3年に一度しかやっておりませんが、一般財団法人日本環境衛生センターの評価をいただいた中で、適正に予算計上させていただいております、大幅に減少になるのは30年度、31年度、ここは工事の前の段階ですから、来年度も工事範囲をかなり少なくしようと考えております。31年度の後半から32年度にかけては、8億円程度の基幹改良工事を控えておりますので、33年度からも当分の間の修繕費は大幅に減となる予測をしております。また、維持管理につきましても、1年契約ではなくて、数年の包括契約をすることによって人件費や薬品等が軽減できる、こんなこともありますので、総合的に、30年度に入りましたら検討に入りたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 西岡議員。

○西岡議員 2点目の関係ではこの辺にしときたい。したがって、やはりね、削減に向けてですね、やはり努力していただくということと、もう1点はですね、我々が理解できるような、資料の提供を可能な限りお願いしたいということとをまずお願いしときたいというように思います。1点目の関係ですけどね、やはりもっと発想を変えてもらわんといかんのちゃうかと私が思うのはね、例えば先ほど言われましたように貸館の役割はもう果たした。しかしながら、利用される方があるんですからね、やとうんぬんと。したがって、これは耐震とは別ですよと、こういう話ですね。そんなことないでしょう。20万もらうために使用料もらっているということもね、そこを利用されたら責任あるでしょう。したがって、いやあ、耐震なら、全部、これ、全部ころっと変えなんということとね、そういうものを最小限度に抑えるということとは別ですよ。だから、上は使わさないと。こういうことも含めてね、もらった以上は責任ある。例えばそこで100人が利用されていると。地震が起こった。こういう問題が出ますんでね、私はこの際、行財政改革の視点に立って、前向きにやっぱり検討すべき事項やということ、私は思うんですよ。しんどいことですけどね。理解を求めからしんどいことです。そういうものだというふうに私は思いますのでね、その辺についてもですね、努力のほうをよろしくお願いをしておきたいと思っております。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

大谷処理場の関係につきましては、丁寧に説明をさせていただき、可能な限り資料提

供をさせていただく予定です。それから、2点目の相楽会館につきましても、利用者に使用料を取ってですね、使用料条例を作ってですね、その条例に基づいて使用料を取ってる限り、安心、安全の施設を提供するという原点に立って、また新年度に入りましたら会議等で検討してまいりたいとこのように思います。

以上です。

○議長 ほか、何かありませんか。

○議長 宮崎議員。

○宮崎議員 附属資料の12ページです。消費生活センター運営経費のところについてお伺いします。補助金が削減された中で、相談体制が継続されたことを大変嬉しく思っています。この事業内容の中のちょうど真ん中辺りになるんですけども、2018年として、仮称ですけども、「相楽消費生活フェスタ2018」をイオン高の原で開催予定、このようなことが新しい新規事業として書かれています。一人でも多くの人たちにこの賢いというか、そういった消費者になっていただくために、そして、また、さまざまな被害に遭わないために、このようなフェスタを行われることは大変いいことだと思っています。ほんとに一人でも多くの人に聞いてほしい、その思いが強いわけです。このイオン高の原で開催されるというこの催しの計画ですけども、どうしてイオンになったのかというそういった経緯と、あと、こちらのほうがいったい誰を対象として催しをされ、どういう啓発をされていくのか、そのことについてお伺いします。これが1点。

もう一つですけども、先ほどから相楽会館のことについていろいろと議論がなされているわけなんで、意見とか言われているわけですけども、こちらの相楽事務組合の催しとして文化を創るつどいがありますけども、文化を創るつどいが行われているわけなんですけども、その主催として相楽事務組合として活動されているそういった会においても相楽会館を使わずに、今、精華町のほうで会館の使用料がただだということで精華町を使っていたいただいていたわけですけども、そういったことを考えても相楽会館はこちらの事業としても使っていなかった。そういったことを考えますとね、本当に大きなホールとしてのね、活用が正しいのかどうかとすごく疑問に思っているところです。そういったところで、ホールとして活用するというよりも、例えば区分けをしてそれぞれに部屋にして一つずつの例えば団体に貸すとか、そういったことで経費も使用料も減らせないか、そういった考え方はできないのかどうか、この2点についてお伺いします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

宮崎議員、2点御質問でございます。1点目の消費生活センターの運営の経費、事業の中で、新しい事業で「相楽消費生活フェスタ2018」仮称をイオン高の原で開催予

定ということで計画している内容でございます。なぜイオンかというところの御説明もあるんですけれども、実はこの事業は29年度が新規事業で取り組みまして、全国的には消費者庁の呼び掛けで5月を消費者月間として、消費者被害の防止等ですね、それぞれの団体で取り組んでおられまして、当センター、当事務組合としましては、5月の消費者月間の取り組みは以前からしてなかったんです。29年度に初めてそれぞれ5市町村ごとに各市町村と相談をして実施場所、また、対象者、そして、参加者をいろいろと相談させていただいて、具体的には木津川市であればJR木津駅、笠置町では笠置町いこいの館周辺、そして、和束町であればローソン前周辺、そして、精華町であれば祝園駅連絡通路、南山城村であれば保健福祉センター、それぞれ市町村、そして、山城広域振興局、木津警察、くらしの安心推進、そして、当センターとですね、それぞれ今年の5月に初めて実施したんですが、なかなかですね、木津駅や祝園駅は通勤、通学の方々たくさんおられたんですけども、東部町村ではなかなか思うような月間の事業のアピールができなかったという反省の中で、木津警察や山城広域振興局と来年の月間の取り組みに向けてですね、今年の12月頃だったと思います、協議をしまして、消費生活フェスタという名称で木津警察や山城広域振興局と一緒にやったらどうかと。それも場所もたくさんの方がお買物に来られるイオンでやったらどうかということで、事務局と木津警察が、それから、山城広域振興局、3者がですね、イオンさんに掛け合いまして、イオンのほうも協力的に場所を無料で提供していただいたり、木津警察についても吉本新喜劇とかのそういうタレントさんにも当たっていただいたりとか、いろいろ府の事業、警察の事業、当センターと予算も持ち寄ってですね、やっていくと。イオンですることによって、このたびですね、消費者問題に無関心層の方、普通に買物に行かれてるような方、特に今消費生活センターでの啓発は高齢者が中心となっていて、そういったかたちゅうのは、比較的高齢者の方への消費者啓発は力入ってるんですけども、そういう普通の主婦層、主婦層というのはおかしいですが、生活層の方へのそういった消費者問題へのアピールがまだまだできてませんでしたので、買物に来られておられる方に消費者月間を通じて消費者問題を実感してもらおうと。そういうことで、初めてフェスタという事業に取り組もうということで今計画を進めてるところで、日にちも5月ということで決めております。

相楽会館の先ほど御指摘の部分につきましては、宮崎議員御指摘のところは、過去の経過の中で既に検討をしております。ただ、耐震の問題や駐車場の問題、いろんな諸問題の関係で実現ができていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 宮崎議員。

○宮崎議員 今回の御説明いただきましたイオンで開催されるのは、無関心層、そうい

った人たちに対する啓発をしたということで開催ということをお伺いしました。ほんとに一人でもたくさんの人に知ってもらうことがとても重要なことだと思いますので、今テレビとかでも高齢者向けにはいろいろな注意喚起を行っているところではありますので、こういった取り組みをされることはとてもいいことだと思っています。それから、先ほど吉本というお話もありましたけれども、精華町でも敬老会のときに吉本の芸人さんが来はったことによってね、すごく何か来られた方も喜ばれましたし、関心も高まったと思っていますので、そういった方々の力も得ながら、より一人一人、だから、たくさんの人に来ていただけるようなまたお知らせもしていただいて、広報もしていただきながら進めていただきたいと思っています。

また、相楽会館のほうですけれども、今まで検討をされたけれども、やっぱりもうこれしかない、そのようなことでもありましたが、ホールとしての活用がほんとにどうなのかという、すごくいつも疑問に思っていますので、もう一段進めながら検討されるというのはいかがなものでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

1点目のフェスタにつきましては、いろんな関係者と協働しながらアピールをしていきたいと思えます。

2点目につきましては、今の段階はそういう理事会の決定でございますし、今回のそういう議会のいろんな御質問等も踏まえまして、また検討に入ってまいりたいと思えます。

○議長 ほか、ございませんか。

山本議員。

○山本議員 1点お伺いしたいと思うんですが、附属資料の9ページ、休日応急診療所運営経費なのですが、こちらの休日診療所の事業に関しては、目的とか根拠の欄で、実施する事業は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計ですとなっています。ただし、この広域的事業だからということでこちらの特別会計へ繰り出していますが、この特別会計では基金とかもありまして、こちらの特別会計で十分に実施できる予算、財源があると思うのに、なぜこちら一般会計から繰り出されるのか、それが少し疑問に思えます。そして、また、後のこちらの特別会計の欄でまた質問したいと思うので重なりますが、基金はそもそも、これ、そうですね、次の議案のときにまた質問、まず1点、それだけで質問したいと思えます。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

山本議員の御質問でございますけれども、一般会計のところでは、附属資料の9ページ

のところでございますけれども、繰出金という科目でやっております。休日診療所の運営全体の会計上の管理は、特別会計でしてございまして、そこへ一般会計が繰出しをします。要は休日診療所全体の経費から診療報酬を差し引いた残りが赤字、一般に言われる赤字部分ですけども、赤字部分の補填を5市町村から分担金でいただくと、こういう仕組みになっているんですけども、御指摘の部分、特別会計のほうで利息とかがあるんじゃないかと、それを充てないのかという御質問ではないですかね。そういったところは過去にも経過がございますけれども、休日診療所の部分は一般財源で、あと、相当事業等はその利息を活用するというのが原則でございますので、御意見もありましたので、今後、構成団体とかで協議をしながらですね、この特別会計の利息の使い方、こういったところは研究してまいりたいと思っております。

○議長 山本議員。

○山本議員 そもそもこちらの休日診療所ですが、できて5年ぐらいですか、なりますが、こちらのいきさつのときに、私はこちらの広域事務組合にはいませんので、いきさつは詳しくはないですが、そうすれば、こちらの特別会計でやらずに広域のほうの一般会計で事業実施をすればいいと思うんですが、そこら辺のいきさつです。すいません。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

山本議員の御質問の2問目ですけども、ちょっと私の説明もちょっと不足しておりますけれども、過去の経過がこの資料集の36ページからはですね、組合規約入れさせていただいておりますけれども、組合規約の中に、第3条として組合の共同処理する事務が書かれております。第1号から第6号までがありますけれども、この御指摘の休日診療所の事務につきましては、第3条の第2号のエの部分に休日診療所の設置及び管理運営に関する事業という形で、ふるさと市町村圏に位置付けられているんですね。ですから特別会計のところでは処理でしているんですが、なぜアイウエオのエのほうに入ったかという経過がありまして、実は、休日診療所、5年前に相楽会館を改修して造ろうということを決定の中で、実は2,200万ほど設置費用掛かっております。そのうち2分の1の1,100万円については、京都府の未来づくり交付金を活用させていただいた。あと残り1,100万につきましては、各市町村の分担金をいただいて本来は診療所造りをせなあかんんですけども、基金の余剰分ございましたので、それを活用したいということで京都府と掛け合いまして、ふるさと市町村圏に位置付けることができたなら利息は活用できると、こういうことでアイウエオのエに入れた経過がございます。そういうことから休日診療所の事業は特別会計に繰出しをして、一般会計から繰り出しをして特別会計で管理をするというところがございます。ちょっと異例といったら異例でございます。

○議長 山本議員。

○山本議員 それでは、一応ふるさと市町村圏でできるということです。

次はまた議案5号で質問したいと思います。そちらのほうで十分できる時間がありますので、またそちらのほうで質問します。

○議長 ほか、ございませんか。

なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ございますか。

なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について採決をいたします。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第4号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを議題といたします。

代表理事に提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。

平成30年2月19日提出。

代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成30年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,090万といたしましております。前年度比較では、385万円、22.6パーセントの増となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして説明申し上げます。

まず、歳入では、財産収入は105万1,000円、休日応急診療所収入は1,736万8,000円、繰入金は246万9,000円、繰越金は1万円、諸収入は2,0

00円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出では、振興費ふるさと市町村圏振興事業関係経費として、本組合の情報を積極的に発信するための「ホームページ管理運営」、「お茶の京都」事業に対する交付金事業、「相楽の文化を創るつどい」への補助金に掛かる経費として352万1,000円を計上しております。

次に、衛生費で休日応急診療所の運営経費1,737万9,000円を計上いたしております。

以上、平成30年度特別会計予算の概要を申し上げて提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます、終わります。

○議長 続きます、事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第5号、平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

特別会計におきましても、一般会計と同じく附属資料をもちまして歳出から説明申し上げますので、附属資料の14ページお開きください。

なお、予算書につきましては8ページでございます。

それでは、附属資料の14ページの振興費、振興費、振興総務費、ふるさと市町村圏振興事業運営経費といたしまして、前年度同額の5万円を計上させていただきます。印刷製本費でございます。

次に、15ページに移っていただきまして、振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏振興事業経費といたしまして、347万1,000円の計上でございます。

これは、従来からのふるさと市町村圏の内容を広くお知らせするためのホームページの管理運営費と先ほど説明しました「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」に基づきまして実施をいたします「お茶の京都」事業に対します交付金の新設で300万円、そして、「相楽の文化を創るつどい」への補助金30万円を予算計上しているものでございます。ここで、資料集の30ページをごらんいただきたいと思っております。資料集の30ページのほうには、平成30年度「お茶の京都」広域観光事業推進交付金という表がありまして、第3次計画に位置づけをしております「お茶の京都DMOによる地域間連携の推進」を実現するために、各市町村がお茶の京都DMOに対しまして負担金を出されております。その一部を総額300万円としまして各市町村にそれぞれ出資割合を基に交付をさせていただくということを30年度は新規で考えたところでございます。なお、29ページのほうでは、30年度から34年までの第3次計画におけます事業計画案を示しておりますけれども、現時点ではソフト的な事業につきましては、第3次の計画に

はいろいろと盛り込んでおりますけれども、文化のつどいの継続とお茶の京都の推進というところで計画はありますが、これらの内容につきましても毎年毎年実施計画を作り、予算計上をしてまいりたいと、このように考えています。こういったような事業計画を現状考えているところであります。

続きまして、附属資料のほうへ戻っていただきまして、16ページ、衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営費といたしまして、1,717万3,000円の計上でございます。これは、従来どおり日曜、祝日、年末年始、30年度は72日間でございます。これの掛かる経費でございます。

次に、17ページに移っていただきまして、衛生費、衛生費、休日応急診療予備費、診療所運営での予備費といたしまして20万6,000円の計上しています。ただ、この特別会計は、先ほども御質問もありましたように、主には休日診療所、そして、第3次の計画に入りますこの30年度からは、新たにソフト的な事業をもう一回やっていこうということで、5か年の計画に基づきましてそれぞれですね、利息はですね、先ほどの酒井議員御指摘があったように毎年100万程度を予定しておりまして、従来の余剰分ですね、要は7億円以外の積立金、これを大体200万から300万程度取崩しをしながらですね、毎年の事業に充てるということ。こういったことで今後ですね、5年間相楽一体となった地域づくりに取り組むというようなことが今回ですね、考えているところでございます。

以上、これらを踏まえまして、歳出総額で2,090万円となるものでございます。

続いて、歳入の説明に入りますけれども、今度は予算書の6ページをお願いしたい。

予算書の6ページでございますけれども、第1款、財産収入につきましては、前年度より大幅に増加をしております。基金7億円の運用につきましては、先ほども説明しましたが、補正予算でありましたように1年の定期預金で管理をしております、前年度の当初の比率を預金金利0.04パーセント、28万円計上しておりましたけれども、実績では0.2パーセントで140万円でございますので、平成30年度におきましても1年の定期預金で預入をする予定としておりまして、金利を0.15パーセント、105万円と見込んでおりますけれども、余剰分の基金が1.528万9,000円でございます。この利息を1,000円合わせまして、105万1,000円計上しております。先ほど0.15パーセントと言いましたが、昨年12月に現在のJA京都やましろ木津支店に問い合わせをさせていただいて、なかなか4か月先の利息を今提示できない。こういう状況の中で0.15パーセントということでお聞きをしましたので、それを根拠に予算計上させていただきます。

次の第2款、休日診療所収入、第1項、診療報酬収入につきましては、これまでの実績を勘案させていただき、確実な収入見込みといたしまして482万4,000円を計上し

ているものであります。インフルエンザの動向によりましては、収入が増えたり、インフルエンザはやらなかったら減ったりとなりますけれども、482万は確保できるということです。第2項の一般会計繰入金につきましては、先の一般会計の説明のとおり1,254万4,000円の計上でございます。

第3款、繰入金につきましてですが、ふるさと市町村圏事業を推進するために246万9,000円を計上しております。

7ページに移っていただきまして、第4款、繰越金は1千円を見込みまして、第5款、諸収入につきまして、前年と同じ内容であります。

以上、歳入合計で2,090万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の概要でございます。

あわせて資料集もごらんいただきたいと思います。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

○議長 山本議員。

○山本議員 こちらの特別会計、予算の規模ですね、2,000万円おありですね。それに対して基金が7億ぐらい、これが適正かどうかという部分もあります。そして、適正なある程度指針が出ますと、基金をどうされるのか。これに対して、例えば必要なものだけ基金として残して、残金は返金、配分されるとか、そういう話合いもされているのか、配分方法とかもされてるのかということ、なぜかといいますと、先ほどもこちらの資料集を見ますと、基金7億円の元金はずっと平成34年まで一緒です。これはもうずっと残しておくという方針なのか、ならば、何のための基金なのか、そこら辺を大変疑問に思うところでございます。

そして2点目ですが、これはほかの方も質問されたんですが、こちらの第3次の市町村圏計画、こちらにはさまざま、4ページ、5ページに達して取り組み載っております。ところが、予算案を見ますと、ソフト的な取り組みが少ないです。トータル2,000万弱ということですが、果たしてこの計画、京都府と話をされて変動してるといことで了承を受けたということですが、果たしてそうなんでしょうか。余りにも総花的で、いろんな項目があります。これを果たして34年度までにソフト的な部分も含めて実施されるのか、できるのか、これも疑問に思うところです。ここら辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

山本議員の2点の質問でございます。1点目は、7億円を計画満了の34年まで5年間置いておくのかという質問で言われたのですね。

○山本議員 予算規模と余りにも違いすぎる基金額です。

○福田事務局長 予算規模と。

○山本議員 予算が2,000万円。

○福田事務局長 2,000万円ということ。

○山本議員 はい。

○福田事務局長 2,000万円のほうは、休日診療所運営費で、要は一般会計から繰出しをしていただいている部分が1,736万8,000円がありますので、要は純粹のふるさと市町村圏の部分については、振興費なんですね。利息は105万を見込んでおりますので、7億円の活用ですよ。現時点では7億円を継続してやはり管理するという方針ですが、第3次の計画を見ていただいたらわかりますように、要は事務組合の共同処理する事務を柱に組立てをしておりますので、言いかえれば、事務組合共同処理する事務の中で、基金を活用するような事態が起こってくると、そういったような活用も視野に入れて計画をつくっているということになります。現時点でどうするかというところは決定していませんけれども、第3次計画を実現するために必要な施策が起これば活用をしていく、こういう計画でございます。

以上です。

○議長 山本議員。

○山本議員 特別会計の予算規模が2,000万ですね。この予算規模に対して基金が7億円。これの正当性、適合性、適正化はどうかということをまず質問させていただきました。

そして、もう一つ、こちらの資料集、こちらの29ページですが、市町村圏の34年度のを5か年計画で、基金は7億円のまま、基金は取り崩さずに事業をされるということですが、その中で緊急的にまた事業がされる場合があるという今の答弁でしたが、この計画を見てますと、そのようなことがない。ところが、緊急的に起こるかもしれない。ちょっと少し理解できないんですが。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 要は7億円の基金に対する予算規模が小さすぎると、こういうことですかね。

○山本議員 逆もあるんです。

○福田事務局長 逆。

○山本議員 さっきも言いました基金が多過ぎる。

○福田事務局長 基金が大きすぎる。では、基金そのものの管理と申しますか、活用

が十分されていない、こういう観点の御質問ではないですか。

○山本議員 基金の活用ではありません。

○議長 休憩します。

(休憩)

○議長 再開いたします。事務局の答弁からお願いします。

○福田事務局長 山本議員の御質問でございます。ちょっと申しわけないです。資料集のところを見ていただきたいですけれども、39ページには基金の設置条例を付けさせていただいています。またさらには40ページには特別会計の設置条例を付けさせていただいています。その前には規約があるわけですが、御質問の基金は、この第1条に書いていますように、規約の第3条第2号の事業を円滑かつ効率的に行うために規約の第13条の基金を設けると、こういう形になって、その額はというと2条に7億円があります。7億円の利息をもって規約の3条2号のアからケまでの事業を従来からやってきたわけです。また、30年度からやろうとしているわけですね。第3次の計画が30年度から34年の計画の中身で、利息だけでは当分できない。要は基金そのものを原資も使わないということが5市町村の中で協議が整っていればですね、処分の5条、こういったところで処分をすることできるんですが、現状は第1条の目的を達成するためにしかできないですね。ですから、3条第2号の範ちゅうの中でしか処分ができないわけです。そういう意味からすれば、もっと組合全体の事業で処分をして7億円を有効に活用していきたいと、こういうことがこの5年間で起これば、こういったところの条例等の改正を含めてですね、取り組んでいくというのが現時点の状況ではございますけれども、30年度に提案しています予算の中では、そういった処分までしなくても、余剰金の利子の利息の部分、余剰金基金の部分の取崩しの200万等々でお茶の共同の事業と文化の事業は何とかやっていきたいと。もっと取崩しをして、ほかの事業もやっていけたらいいですけれども、限られた財源の中で優先施策の優先順位を付けた中での提案ということになりますし、繰り返しになりますが、31年度以降、34年までの間で優先的な事業の5市町村の協議が整えば、この特別会計のですね、7億円の活用をしていきたいという、新たな活用はしていきたいという今現状新たな活用がないので、7億円は取り崩さないということの方針の中で、1年間、安心、安全の金融機関にお預けをすると、こういう状況、計画でございます。

よかったですでしょうか。

○議長 山本議員、3回目です。

○山本議員 ありがとうございます。

そういたしますと、こちらのふるさと市町村圏計画、先ほども言いましたように、さまざまな施策に回す財源は厳しいと、この計画を実現するには、財源的には厳しいとい

う理解でよいのかと。

○議長 事務局長

○福田事務局長 事務局長でございます。

先ほどの基金条例では、処分をして取り組むことはできます。ただ、処分をして、この中に、第3次で挙げているような計画を5市町村全体に、相楽圏域を発展させるために必要やという事業があれば取崩しをして、処分をしてでも取り組んでいきますけれども、今のところ、利息の範囲、また、今まで余剰分のところで十分、十分とは言わないですが、いけるのではないかの判断の中で進めているというところであります。

○議長 ほかにございませんか。

○議長 宮崎議員。

○宮崎議員 附属資料の15ページです。15ページのところに相楽の文化を創るつどいの開催あります。この間、何度かこの文化を創るつどいに参加させていただきまして、見せていただいたんですけども、私は特に消費生活センターの取り組みがすごく気になりましたので、その辺を重点的に見ておったんですけども、いつも参加人数を見てみますと、200人とか、そういう意味で200人の、延べ人数だと思うんですけども、参加者の人数が大体書いてあります。200人って書かれているんですけども、行ってみますと、ぱっと見たところ50人かなって感じが、繰り返しこう団体が変わるごとに人が出入りをすることによって200人ぐらいになってるのかなというふうには見ていたわけですけども、この相楽事務組合というのは、構成市町村のみんなで文化を創っていこうということを考えての集いだと思うんですけど、なぜこの舞台発表だけに特化しているのかというのが一つの大きな疑問であります。例えば写真クラブであったりとか、絵画クラブであったり、書道、こういったことも大きな文化の一つでもありますので、そういった発表がなぜないのか、一緒に開催すればどうなのかというところも大きな疑問を持っていました。その辺のところ。

あと、予算は、今回の30万円ということで予算が組まれているということで、今までは会場費がただの精華町を使わせていただいていたんですけども、今度会場費が要るほかのところでもされるということで、この予算がそちらのほうに回っていくのかなとは思いますが、できれば代表的なことには実行委員の方々が決められるということだったとは思っているんですけどもね、この予算ができれば本当に相楽の皆さんが文化の交流点として、文化を創っているその交わる点である、そういったところになるような取り組みに使えるのかどうか、その辺のところを質問させていただきます。

○議長 事務局長

○福田事務局長 事務局でございます。

宮崎議員の御質問であります。文化のつどいの関係でございますけれども、今日の附

属資料の中にも約200人ということで、第25回の事業ですね、書いておりますけども、かしのき苑の観客席は、約200席ぐらいあるね。出演者も実は含めての200人ということですので、実際に出演の関係、御家族さんやお友達も含めてですね、見にこられた方が何人おられるのかちょっと把握はしていませんけども、大体パンフレットを200部用意して、当日、100部なくなって100部、あと、出演団体に150ですかね、データ200人とカウントしているんですけども、実際、この間ですね、26年度からですから、この4年間、かしのき苑並びにむくのきセンターで開催されてきました。実行委員会につきましても、京都府の補助金や民間企業からの協賛を募りながら頑張ってきていただいておりますし、目的は文化の向上、相楽全体の文化の向上を目的としておりますし、その中でも5市町村の人的なそんな育成までは言えませんが、交流も含めて、やっておりますし、そういったところを理解しまして、今回ですね、新たな計画、第3次の計画では30万円補助金の新設をしたというところでありまして、精華町さんのほうにも4年間お世話になってきた関係がありますので、来年度はこの30万円も活用していただいて、木津川市ないし南山城村、ほかのホールで開催していただくと、より発展していただくという思いで、あと、補助を計画しております。書道やそういう舞台発表以外のその文化の部分ですね。実行委員会でも何度か検討されましたが、書道や絵画やほかのそういった展示とかは、半日だけのイベントではもったいないと。一定期間ですね、会場を抑えてですね、展示する必要があるというような御意見から、その辺がちょっとなかなかできないので、舞台発表のみにしようということで、過去にはですね、検討された結果があります。

ちょっと回答になってなかったかもしれませんが、以上でございます。

○議長 宮崎議員。

○宮崎議員 御答弁いただいたんですけども、多分予算がなかったがために、例えばパーティションを立てたりとか、展示スペースを作るというのがなかったんじゃないかなと私は思っています。今回、このように予算化されたわけですので、できれば本当に交流の場であってほしい、相楽のみんながそれなりに皆さん連携していただけるようなそういった取り組みになる会になっていただきたいと思っておりますので、その辺、実行委員のほうとまた再度、来年になると思っておりますけれども、検討していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

引き続きですね、相楽全体の文化向上に向けて取り組んで参りたいと思っておりますし、近々第25回の反省会を開催されます。相楽会館で開催されますので、その旨お伝えして、できる限りですね、この計画の中でもいろいろと工夫をしながら開催するというふうに

しておりますので、その工夫はしていきたいと。また、実行委員会に伝えていきたいと
思います。

よろしいですか。

○議長　　ほか、ございませんか。

佐々木議員。

○佐々木議員　　確か当初の部分、確か半日じゃなしに1日通していたと思うんですけ
どね、だんだん変わってきたように思うんです。例えばこの実行委員会を構成する団
体がどういう経過で構成をされるのか、もしくは各市町村における文化協会的なです
ね、組織に加入をしているのかしてないのか、変えれば実行委員会を構成する団体の
条件とはいったい何なのかって話ですね。そこがはっきりさせる必要がまずあると思
うんですよ。なおかつ、全体予算に占める補助金の割合がどのぐらい占めるのかです
ね、それぞれ要するに主体団体のほうの自己負担というのが発生するのかわらないのか
ということも含めてあるわけです。その辺も含めてですね、これの、しかも、この3
0万というのは、いわゆる公的資金から出るわけですよ。私費ではなしに、カンパ
でもなしに、公的資金として出るわけで、そしたら、その公的資金を交付する先とし
ての妥当性が問われるわけですよ。やろうということについてはないけども、その辺
どっかで整理をしておかないと、多分要綱があるんですね、これ。交付要綱、多分あ
りますよね。そこに、仮にですよ、この半日間で済まないような団体が私も出してほ
しいというような話になった場合にね、じゃあ、どうなるかっていうことがあるわけ
でして、またそのほかの例えば木津川なり精華なりの文化協会的なものがやっている
いろんな発表の機会がない団体なのか、もしくはあつてなおかつここに出てくるのか
といったようなものも含めて、これ、検討し直す時期に来てるんじゃないかという気
がしなくてもないわけですね。ですから、自主的にやる分には別にいいわけです。誰
が、任意団体がどんなことやろうが自由ですけども、それに対して公的資金で補助を
するということに関して申し上げれば、何らかの妥当性というか、ラインが必要じゃ
ないかという気もしますけども、この点の検証というのは毎年されてるのか、また、
今年度、何らかの検討というものはあるんでしょうか。

○議長　　事務局長。

○福田事務局長　　事務局長でございます。

佐々木委員の質問でございます。文化のつどいの補助金の関係であります。今年度か
らまた交付をするということになりますので、交付要綱等はしっかりとつくっていき
たいと思っておりますし、今も確認をしております。議会前でしたので、十分な検討は
できてないですけども、京都府の補助金も充たっているのが現状で、京都府の補助金と
広域事務組合の補助金とですね、その辺の部分の絡みもありますので、その辺はちょっと

調査をさせていただいているところでございます。もちろん要綱は作ってですね、やっていきたいと思っておりますが、実行委員会の定義は、今25回実行委員会が今終わりました、反省会を今月末にされて、予算が通って、来年の8月に第26回の募集をかけるんですけども、第26回の出演者が決まった段階までですね、実行委員会は引き継いでいただく形になります。ほんで、26回の出演者が決まった段階で26回の出演者全員が実行委員となり、さらには25回の実行委員の方で希望される方は実行委員残っていただくと。こんなような今までからの流れでございまして、今日もたまたま新聞折込みに木津川市文化協会さんも2月24日、25日の発表会のチラシが新聞折込されてましたけれども、こういったものは文化協会に入っておられる方もいらっしゃるし、例えば木津川市のグリーングラスさんがずっと文化でそれを引っ張ってきていただいております、実行委員長の方の山田さんですけども、もともと州見台小学校のPTAのコーラスグループやったんですけども、こないだ出られたグリーングラスの皆さんの子供たちは、全てもう中学生や高校生になっておられて、発表の場がないということで、唯一相楽の文化を創るつどいの2月に焦点を置いて1年間練習されてるといふ団体もありますし、それぞれ協会に加入されてるところもあれば、全く加入されてないところもありますが、募集要項の中で相楽全体、相楽で活動されている5人以上のグループというところでの募集で、特に1人とか2人の団体じゃなしに、大人数で相楽全体の文化を向上していただけるのではないかといい団体を出ていただいていると。ただ、ずっと精華町が会場ということで東部の参加が少なかったということですので、今後は相楽全体を回っていけるような工夫とか、先ほどの宮崎議員の御指摘の工夫とか、そういったところも実行委員会にフィードバックをして、今回の予算が有効に活用できるように事務局としてもバックアップしていきたいと思っております。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 これがいいとかあかんとかいうことを全く言う気はないし、それぞれの、市民の方がそれぞれの自分たちの活動ですね、展開するのは、それはもっともな話だと思っております。ただ、やはり気になるのは、やっぱり公的資金を補助金として支給する相手としてね、その妥当性として、さっき宮崎議員からもあったみたいに、そういった舞台発表がない分野だって当然あるわけですよ。それ、じゃあ、しかし、その決定というのは、あくまでもこれは実行委員会が主体でやっているわけだから、広域事務組合の事業ではないわけですよ。ということは、こちら口出しはできないと、関係になりますよね。要するに任意団体がやっている分に対して、いいことだから補助を避けるという関係なわけですから、そうなった場合にここで、またはその今あった第3次の計画に照らし合わせて、じゃあ、どういう文化の展開を促進するのか、またはそのサポートしてあげるのかといったのは、言ってこちらが意図を持ってもいいわけですよ、そ

それはそれとして。その関係性で、さっきおっしゃられたように、5人以上とかね、いろんな要件はいいとしても、いわゆるこの広域事務組合の主体性なり意思と無関係に補助をするのか、もしくは何らかの今の時代に応じた計画に応じて、それにふさわしい団体を新たに発掘したり、再編成するような働き掛けも含めてやるのかというのは、やっぱり異なってくると思うんですね。だから、単純に舞台発表の場がないから、その人たちが集まってその場を提供してあげるからお金出してあげるというね、そういう話ではないと思うんですよ、公的資金である以上。これがボランティア団体とか、そんなんだったらそれでもいいですけども、公的資金を活用する以上、それだけでは済まないだろうという気はするので、きょう、結論出す必要はないですけども、やっぱりですね、どういう在り方がふさわしいのかというのは、やはり当事者も含めてですね、検討をお願いをしたと思いますけども。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 局長でございます。

佐々木議員の御質問です。その辺の御質問、御意見、十分参考にさせていただきます。実行委員会のほうで十分検討をしてみたいと思います。過去の、25回です。25年、長い歴史の中で、例えば僅かの団体と木津川市の団体が合同で発表されたり、特にグリーングラスさんの提案で高石ともやさんの曲にグリーングラスが作詞を加えて相楽5市町村の町という歌にして全員で合唱するとか、いろいろ工夫をしていただいておりますし、精華町の団体に木津川市の方がサークルに参加されて舞台上に立っておられたのを私25回のイベントのときにも確認をしまして、そういう形で広く広がっていったなというふうに思っておりますので、御意見は十分参考にさせていただいております。

○議長 ほか、ございませんか。

なければ、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号、平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって議案第5号、平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。大変御苦労さまでした。

(午後4時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 高味 孝之

会 議 録 署 名 議 員 大倉 博

〃 小西 啓

